

公表用

令和 7 年 5 月

第 23 回 行橋市農業委員会総会議事録

令和 7 年 5 月 12 日

行橋市農業委員会

1. 開催日時 令和7年5月12日 午前10時開会

2. 開催場所 行橋市役所 西棟 501会議室

3. 農業委員出欠者の状況

出席委員 12 名

欠席委員 1 名

議席	氏名	出欠
6	船津 鎮男	出
13	吉村 郁子	出
8	藤川 放作	出
11	大田 完治	欠
12	長城 彰	出
7	西村 直仁	出
1	西本 一美	出
2	石本 浅夫	出
9	繁永 國廣	出
5	川本 博	出
3	松本 功	出
4	富田 和重	出
10	沼口 宣寛	出

4. 農地利用最適推進委員の出席者 0 名

5. 傍聴者 0 名

6. 議事内容

議案第84号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第85号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第86号 農地転用計画変更申請について

議案第87号 令和6年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 井上 栄輔

農地係長 宮崎 崇文

会長	出席者 12 名で定足数に達していますので、これより第 23 回行橋市農業委員会定例総会を開会いたします。会議に先立ちまして、行橋市農業委員会憲章を朗読いたします。
会長	—委員・事務局朗読—
事務局	それでは、会議にはいります。議案の採決につきましては、前回同様、議案ごと一括して採決を行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。これより、議題の審議にはいります。本日の附議案件は、議案第 84 号から議案第 87 号までの 4 件を一括上程し審議しますので、よろしくお願ひします。最初に、議案第 84 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といいたします。事務局に議案の朗読を求めます。
会長	朗読します。議案第 84 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定による所有権移転につき、下記の者より許可申請があつたので本会の審議に附す。令和 7 年 5 月 12 日提出、行橋市農業委員会会長、石本 浅夫。記、1 申請人、■■■■、以下 5 件。以上です。
西村委員	議案の朗読が終わりました。最初に、泉地区の 3 件について地区委員より報告願います。
会長	泉地区 3 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 1 番。物件の表示は、北泉一丁目■■■■、田、29 m ² 。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。贈与により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。続きまして地区番号 2 番。物件の表示は、北泉一丁目■■■■、田、14 m ² 。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。贈与により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。最後に地区番号 3 番。物件の表示は、北泉一丁目■■■■、田、2.46 m ² 、外 1 筆計 7.88 m ² 。譲渡人は、千葉県松戸市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。贈与により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
富田委員	次に、延永地区の 1 件について地区委員より報告願います。
	延永地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 4 番。物件の表示は、大字延永■■■■、田、1,547 m ² 。譲渡人は、千葉県市川市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。贈与により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。

	以上です。
会長 沼口委員	<p>最後に、椿市地区の1件について地区委員より報告願います</p> <p>椿市地区1件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号5番。</p> <p>物件の表示は、大字福丸■■■■、畠、15,903m²、外26筆計93,162m²。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■、行橋市■■■■、■■■■、行橋市■■■■、■■■■。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。現物出資により増資を受けるものということで申請されております。書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。</p> <p>本会議においても審議方よろしく願います。以上です。</p>
会長	報告が全て終わりました。3条関係全般について、ご質疑ありませんか。
	－質疑なし－
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第84号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。
	－全員挙手－
会長	全員賛成と認めます。よって、議案第84号、農地法第3条の規定による許可申請5件については、許可することに可決決定いたしました。次に、議案第85号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局	事務局に議案の朗読を求めます。
	朗読します。議案第85号。農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定による農地の潰廃につき、下記の者より許可申請があつたので本会の審議に附す。令和7年5月12日提出、行橋市農業委員会会長、石本 浅夫。記、1申請人、■■■■、以下7件。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。最初に、行橋地区の1件について地区委員より報告願います。
船津委員	行橋地区1件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号1番。申請人は、北九州市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、行事三丁目■■■■、田、1,557m ² 、行事三丁目■■■■、田、1,489m ² の2筆、計3,046m ² です。既存宅地148.91m ² 含みます。所有者は、行橋市■■■■、■■■■さん、北九州市■■■■、■■■■さんです。転用理由としては売買契約で所有権を移転し、宅地分譲をするものです。宅地分譲13区画2,455.20m ² 、道路水路593.03m ² 、その他146.68m ² 。資金計画は借入金で、実行性あり。周辺農地への被害もなく、隣地承諾書、宅建免許証が添付されています。水利承諾書はなく、理由書が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、都市計画の用途区域内の第3種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長 長城委員	<p>次に、仲津地区の1件について地区委員より報告願います。</p> <p>仲津地区1件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号2番。</p> <p>申請人は行橋市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、大字稻童■■</p>

	<p>■■、畠、127 m²、大字稻童■■■■、畠、299 m²、大字稻童■■■■、畠、316 m²の3筆、計742 m²。所有者は行橋市■■■■、■■■■さんです。転用理由は、転用理由としては使用貸借契約を設定し、自己住宅を建築するものです。自己住宅70.11 m²、進入路127 m²、その他544.89 m²。資金計画は借入金で、実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書が一部添付され、理由書が添付されています。すでに実行済みのため始末書が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、10ha未満の第2種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。</p> <p>次に、泉地区の2件について地区委員より報告願います。</p> <p>泉地区2件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号3番。申請人は、大分県大分市■■■■、■■■■さん。土地の表示は、北泉一丁目■■■■、田、467 m²、北泉一丁目■■■■、田、35 m²、北泉一丁目■■■■、田、32 m²、北泉一丁目■■■■、田、808 m²、北泉一丁目■■■■、田、653 m²の5筆、計1,995 m²。所有者は、行橋市■■■■、■■■■さん、行橋市■■■■、■■■■さん、千葉県松戸市■■■■、■■■■さんです。転用理由としては売買契約および贈与契約により所有権を移転し、共同住宅用地を分譲するものです。共同住宅用地1,995 m²。資金計画は自己資金で、実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書、宅建免許証が添付されています。隣地承諾書は不要です。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、都市計画の用途区域内の第3種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。続きまして地区番号4番。申請人は、大分県中津市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、東泉一丁目■■■■、田、1,307 m²、東泉一丁目■■■■、田、1,011 m²、2筆計2,318 m²。所有者は、行橋市■■■■、■■■■さんです。転用理由としては売買契約で所有権を移転し、共同住宅を建築するものです。共同住宅3棟496.28 m²、駐車場360 m²、その他1,461.72 m²。資金計画は自己資金で、実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書、隣地承諾書が一部添付され、理由書が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、10ha以上の広がりのある第1種農地であり集落接続の例外規定に該当に該当し、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。</p> <p>次に、今川地区の1件について地区委員より報告願います。</p> <p>今川地区1件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号5番。申請人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、大字大野井■■■■、田、328 m²。既存宅地113.12 m²含みます。所有者は、行橋市■■■■、■■■■さんです。転用理由としては使用貸借契約を設定し、自己住宅を建築するものです。自己住宅103.74 m²、進入路109.29 m²、その他228.09 m²。周辺農地への被害もなく、水利承諾書、隣地承諾書が一部添付され、理</p>
会長 西本委員	
会長 繁永委員	

	由書が添付されています。すでに実行済みのため始末書が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、10ha 未満の第 2 種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長 富田委員	<p>次に、延永地区の 1 件について地区委員より報告願います。</p> <p>延永地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 6 番。申請人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、大字吉国■■■■、田、1,036 m²。所有者は、久留米市■■■■、■■■■さんです。転用理由としては売買契約で所有権を移転し、建売住宅を建築するものです。建売住宅 4 棟 172.24 m²、駐車場 251 m²、その他 612.76 m²。資金計画は借入金で、実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書、隣地承諾書、宅建免許証が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、10ha 未満の第 2 種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。</p>
会長 沼口委員	<p>最後に、椿市地区の 1 件について地区委員より報告願います。</p> <p>椿市地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 7 番。申請人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、大字入覚■■■■、畠、409 m²。所有者は東京都江戸川区■■■■、■■■■さんです。転用理由としては売買契約で所有権を移転し、自己住宅を建築するものです。自己住宅 95.88 m²、その他 313.12 m²。資金計画は借入金で、実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要です。すでに実行済みのため始末書が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、10ha 以上の広がりのある第 1 種農地であり集落接続の例外規定に該当するため、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。</p>
会長	報告が全て終わりました。5 条関係全般についてご質疑ありませんか。
会長	－質疑なし－
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第 85 号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。
会長	－全員挙手－
事務局	全員賛成と認めます。よって、議案第 85 号、農地法第 5 条の規定による許可申請 7 件については、許可相当と認め県に進達することに可決決定いたしました。次に、議案第 86 号、農地転用計画変更申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
会長	朗読します。議案第 86 号、農地転用計画変更申請について。下記の者より、農地転用許可処分のあった転用事業計画を変更する申請書の提出があったので本会の審議に附す。令和 7 年 5 月 12 日提出、行橋市農業委員会 会長 石本 浅夫。記、1 申請人 ■■■■、■■■■、以下 4 件。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。今元地区的 1 件について、地区委員より報告

	<p>願います。</p> <p>今元地区 1 件について地区審査の結果をご報告します。地区番号 1 番。計画変更申請人は、神奈川県横浜市■■■■、■■■■さんと行橋市■■■■、■■■■さんです。農地転用許可年月日は令和 3 年 8 月 31 日、変更する土地は、計画変更前、大字津留■■■■、351 m²、大字津留■■■■、934 m²、大字津留■■■■、1,113 m²、大字津留■■■■、417 m²、大字津留■■■■、421 m²から計画変更後、大字津留■■■■、304 m²、大字津留■■■■、902 m²、大字津留■■■■、1,113 m²、大字津留■■■■、417 m²、大字津留■■■■、421 m²。当初計画は駐車場を設置するもので、駐車場 9,721 m²です。施行者は■■■■さん。変更計画は事務所および倉庫、工場を建築するもので、事務所及び倉庫 1 棟 326.80 m²、工場 1 棟 3,376.42 m²、塗装検査棟 1 棟 178.20 m²、駐車場 635 m²、その他 4,919.78 m²です。施行者は■■■■です。変更する理由としては、■■■■さんが自社用駐車場で農地転用許可を受けたが、工事完了前に駐車場として使用できなくなり、■■■■が所有権を取得したため、事務所および工場を建築するための計画変更を行うということです。以上です。</p> <p>最後に、稗田地区の 3 件について地区委員より報告願います。</p> <p>稗田地区 3 件について地区審査の結果をご報告します。地区番号 2 番。計画変更申請人は、京都郡みやこ町■■■■、■■■■さんです。農地転用許可年月日は令和 5 年 12 月 25 日、変更する土地は、変更計画前、大字上検地■■■■、280 m²、大字下検地■■■■、945 m²。計画変更後、大字上検地■■■■、80 m²。当初計画は資材置場を設置するもので、資材置場 1,225 m²です。施行者は■■■■。変更計画は資材置場を設置するもので、資材置場 280 m²です。施行者は■■■■です。変更する理由としては、当初、2 筆を資材置場にするということで農地転用許可を受けたが、■■■■を他者へ売却したため、■■■■だけにする計画変更を行うということです。続きまして地区番号 3 番。計画変更申請人は、京都郡みやこ町■■■■、■■■■さんと行橋市行事七丁目■■■■、■■■■さんです。農地転用許可年月日は令和 5 年 12 月 25 日、変更する土地は、変更計画前、大字上検地■■■■、280 m²、大字下検地■■■■、945 m²。計画変更後、大字下検地■■■■、730 m²。当初計画は資材置場を設置するもので、資材置場 1,225 m²です。施行者は■■■■。変更計画は資材置場を設置するもので、資材置場 730 m²です。施行者は■■■■です。変更する理由としては、■■■■が資材置場にするということで農地転用許可を受けたが、■■■■から■■■■の一部を資材置場として使いたいという話があり、分筆し売却したため、■■■■を■■■■が資材置場として使用する計画変更を行うということです。続きまして地区番号 4 番。計画変更申請人は、京都郡みやこ町■■■■、■■■■さんと行橋市■■■■、■■■■さんです。農地転用許可年月日は令和 5 年 12 月 25 日、変更する土地は、変更計画前、大字上検地■■■■、280 m²、大字下検地■■■■</p>
藤川委員	
会長 松本委員	

	■■、945 m ² 。計画変更後、大字下検地■■■■、214.9 m ² 。これは■■■■より分筆されたものです。当初計画は資材置場を設置するもので、資材置場1,225 m ² です。施行者は■■■■です。変更計画は店舗を建築するもので、店舗1棟75.12 m ² 、その他139.9 m ² です。施行者は■■■■んです。変更する理由としては、■■■■が資材置場にするということで農地転用許可を受けたが、■■■■さんから■■■■の一部に店舗を建築したいという話があり、分筆し売却したため、■■■■に■■■■さんが店舗を建築する計画変更を行うということです。以上です。
会長	報告が終わりました。ご質疑ありませんか。
	－質疑なし－
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第86号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。
	－全員挙手－
会長	賛成全員と認めます。よって、議案第86号、農地転用計画変更申請4件については、許可相当と認め、県に進達することに可決決定いたしました。次に、議案第87号、令和6年度推進委員等の最適化活動の点検・評価についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第87号、令和6年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について。令和6年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について、別紙のとおり本会の審議に附す。令和7年5月12日提出。行橋市農業委員会会長 石本 浅夫。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。議案について、事務局に説明を求めます。
事務局	説明します。こちらは令和6年度の委員さん方に報告いただいた活動と成果をまとめて点数をつけたものになります。自己評価については事前に確認していただいておりますが、総会での評価をしなければなりません。現在、総会での評価の項目に案という形で記入しております。これでよければ案を取ります。また、この評価や実績を受けて一番最後に令和6年度最適化活動の目標及び目標に対する点検評価をつけています。この点検評価を承認いただければ市、県、農業会議へ報告させていただきます。以上です。
会長	説明が終わりました。ご質疑ありませんか。
	－質疑なし－
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第87号について、賛成の方の挙手を求めます。
	－全員挙手－
会長	賛成全員と認めます。よって議案第87号、令和6年度推進委員等の最適化活動の点検・評価については、適當と認め、市及び県、県農業会議に報告します。
	以上で、今回提案いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。
	最後に、本日の署名委員を指名いたします。12番、長城委員、13番、吉村

委員に署名願います。以上で、本日の総会は、すべて終了いたしました。これをもって閉会いたします。ご協力ありがとうございました。